



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

954	大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	1
955	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	1
956	〃	( 〃 ).....	2
957	〃	( 〃 ).....	3
958	建設業法に基づく営業停止処分	(技術調査課).....	3
959	都市計画事業の事業計画の変更認可	(道路建設課).....	4
960	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	4
961	〃	(教育委員会).....	5

### ○ 収用委員会告示

*3	和歌山県収用委員会における審理の秩序維持に関する規程(平成13年和歌山県収用委員会告示第7号)の一部改正	.....	5
----	------------------------------------------------------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第954号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年8月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コメリハード&グリーン田辺店  
和歌山県田辺市文里一丁目736番55外12筆
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和5年和歌山県告示第369号
- 3 意見の概要  
(1) 駐車場及び道路を含めた範囲の確認が可能な防犯カメラの設置をお願いする。  
(2) 各駐車場出入口付近における交通事故防止のため、看板設置などの対応をお願いする。
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課(田辺市朝日ヶ丘23-1)  
田辺市商工観光部商工振興課(田辺市新屋敷町1番地)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和5年8月22日から同年9月22日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第955号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業地獄谷池地区に

つき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年8月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年8月23日から同年9月20日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地整備課

---

**和歌山県告示第956号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業月差池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年8月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和5年8月23日から同年9月20日まで

## 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地整備課

**和歌山県告示第957号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業山田池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年8月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧期間

令和5年8月23日から同年9月20日まで

## 3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地整備課

**和歌山県告示第958号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和5年8月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 処分をした年月日 令和5年8月10日

## 2 処分を受ける者

- (1) 商号 清水建材株式会社
- (2) 代表者氏名 清水一成
- (3) 主たる営業所の所在地 和歌山市新中島133番地
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-4）第16304号

## 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

## 4 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

## 5 期間

令和5年8月23日から同月25日までの3日間

## 6 処分の原因となった事実

清水建材株式会社及び代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反したことにより、和歌山簡易裁判所から罰金刑の判決を受け、各々その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当すると認められる。

**和歌山県告示第959号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年8月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 施行者の名称

橋本市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

橋本都市計画道路事業3・4・15号小峰台垂井線

## 3 事業施行期間

令和4年1月21日から令和7年3月31日まで

## 4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

**和歌山県告示第960号**

令和5年度和歌山県民文化会館小ホール舞台音響設備出力系更新について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年8月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

## 1 落札に係る調達物品の名称及び数量

和歌山県民文化会館小ホール舞台音響設備出力系更新 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

## 3 落札者を決定した日

令和5年8月9日

## 4 落札者の氏名及び住所

ヤマハサウンドシステム株式会社大阪営業所

大阪府大阪市淀川区西中島四丁目7番18号

## 5 落札金額

88,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額8,000,000円）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和5年6月30日

**和歌山県告示第961号**

令和5年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年8月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
令和5年度和歌山県立和歌山工業高等学校情報教育教室用情報処理機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県立和歌山工業高等学校  
和歌山市西浜三丁目6番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年8月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社JECC  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
月額1,110,406円（うち消費税及び地方消費税の額100,946円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和5年6月16日

**収用委員会告示**

**和歌山県収用委員会告示第3号**

和歌山県収用委員会における審理の秩序維持に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月22日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

和歌山県収用委員会における審理の秩序維持に関する規程（平成13年和歌山県収用委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（傍聴手続） 第6条 会長は、傍聴席の数等を考慮して、傍聴人の数を制限することができる。 <u>2</u>～<u>5</u> 略</p> <p>（審理の会場での規律） 第7条 審理の会場においては、何人も次に掲げ</p>	<p>（傍聴手続） 第6条 傍聴人は、傍聴人名簿に所定事項を記入しなければならない。 <u>2</u> 会長は、傍聴席の数等を考慮して、傍聴人の数を制限することができる。 <u>3</u>～<u>6</u> 略</p> <p>（審理の会場での規律） 第7条 審理の会場においては、何人も次に掲げ</p>

る事項を守らねばならない。ただし、あらかじめ会長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1)～(3) 略
- (4) 委員会が行うものを除くほか、写真及び動画の撮影、録音等をしないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器（電子メール、インターネット等の通信機能を備えることができる一切の電子機器を含む。）は、電源を切り、使用しないこと。

(6)～(8) 略  
2 略

(審理に係る場所での規律)

第8条 審理に係る場所（審理の会場を除く。）においては、何人も、受付その他審理に係るものの写真及び動画の撮影、録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(違反に対する処置)

第9条 会長は、第7条の規定に違反したと認める者に対して、注意を促し、これに従わないときは、法第64条第3項の規定に基づき退場を命ずることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日の審理を再び傍聴することができない。

別記様式（第6条関係）  
(表)

略

(裏)

傍聴人心得

- 1・2 略
- 3 傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ会長の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (1)～(3) 略
- (4) 委員会が行うものを除くほか、写真及び動画の撮影、録音等をしないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器（電子メール、インターネット等の通信機能を備えることができる一切の電子機器を含む。）は、電源を切り、使用しないこと。
- (6)～(8) 略
- 4・5 略

る事項を守らねばならない。

- (1)～(3) 略
- (4) 委員会が行うものを除くほか、写真及び動画の撮影、録音等をしないこと。

(5)～(7) 略  
2 略

(違反に対する処置)

第8条 会長は、前条の規定に違反したと認める者に対して、注意を促し、これに従わないときは、法第64条第3項の規定に基づき退場を命ずることができる。

別記様式（第6条関係）  
(表)

略

(裏)

傍聴人心得

- 1・2 略
- 3 傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
- (1)～(3) 略
- (4) 写真及び動画の撮影、録音等をしないこと。
- (5)～(7) 略
- 4・5 略

附 則

この告示は、告示の日から施行する。